

第2回医療一般勉強会

外来迅速検体検査加算
時間外緊急院内検査加算

(第3部 検査:第1節 検体検査料:第1款 検体検査実施料)

外来迅速検体検査加算

1項目につき10点

入院中の患者以外の患者に対して実施した検体検査であって、別に厚生労働大臣が定めるものの結果について、当日中に結果を説明した上で文書により情報を提供し、結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として、検体検査実施料の各項目の所定点数にそれぞれ加算する。

※加算対象の項目のうち1項目でも判定・説明が後日になる場合は算定不可

例：加算対象検査である尿中一般物質定性半定量検査とヘモグロビンA1cを同日に行い、尿中一般物質定性半定量検査の結果のみその日にすべて説明、文書による情報提供を行った

↓

尿中一般物質定性半定量検査、ヘモグロビンA1cともに**加算算定不可**

厚生労働大臣が定める検査項目(別表第九の二)

区分番号	検査項目	区分番号	検査項目
D000	尿中一般物質定性半定量検査 ※院内で行った場合	D007	血液化学検査
D002	尿沈渣(鏡検法) ※院内で行った場合		1.総ビリルビン 1.総蛋白 1.アルブミン 1.尿素窒素(BUN) 1.クレアチニン 1.尿酸 1.アルカリホスファターゼ 1.コリンエステラーゼ(ChE) 1.γ-グルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GT) 1.中性脂肪 1.ナトリウム及びクロール 1.カリウム 1.カルシウム
D003	糞便検査 8.糞便中ヘモグロビン		1.グルコース 1.乳酸脱水素酵素(LD) 1.クレアチニン・ホスホキナーゼ(CK) 4.HDL-コレステロール
D005	血液形態・機能検査 1.赤血球沈降速度測定 ※院内で行った場合 6.末梢血液一般検査 9.ヘモグロビン A1c(HbA1c)		4.総コレステロール 4.アスパラギン酸アミトранスフェラーゼ(AST) 4.アラニンアミトранスフェラーゼ(ALT) 5.LDL-コレステロール 14.グリコアルブミン
D006	出血・凝固検査 1.プロトロンビン時間測定 11.フィブリン分解産物(FDP) 15.D-Dダイマー定量		
D008	内分泌学的検査 7.甲状腺刺激ホルモン(TSH)精密測定 10.遊離サイロキシン(FT4)精密測定 10.遊離トリヨードサイロニン(FT3)精密測定		
D009	腫瘍マーカー 2.癌胎児性抗原(CEA)精密測定 2.α-フェトプロテイン(AFP)精密測定, 5.PSA精密測定 6.CA19-9精密測定		
D015	血漿蛋白免疫学的検査 1.C反応性蛋白(CRP)定量	D017	排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査 3.その他のもの

【レセプト例】 算定対象項目19個

加算は5項目が限度なので
10点 × 5
= 外来迅速検体検査加算として
50点を算定

60	*外来迅速検体検査加算	5項目	5 0 ×	1
	*末梢血液像（自動機械法）		1 5 ×	1
	*末梢血液一般検査		2 1 ×	1
	*血液化学検査（17項目）			
	TP, UA, BUN, クレアチニン, ナトリウム及びクロール, カリウム, LDL-コレステロール, カルシウム, TG, HDL-コレステロール, B I L／総, AST, ALT, γ-GT, CK, LD, グルコース	1 0 3 ×	1	
	*内分泌学的検査（1項目）			
	NT-proBNP	1 3 6 ×	1	
	*CRP	1 6 ×	1	
	*B-V	4 0 ×	1	

【返戻対象となる例】

外来迅速検体検査加算の対象項目

- ・末梢血液一般検査
- ・CRP

計2項目

→1項目となっている

60	*外来迅速検体検査加算	1項目	1 0 ×	1
	*末梢血液像（自動機械法）		1 5 ×	1
	*末梢血液一般検査		2 1 ×	1
	*CRP		1 6 ×	1
	*B-V		4 0 ×	1
	*血液学的検査判断料		1 2 5 ×	1
	*免疫学的検査判断料		1 4 4 ×	1

加算対象項目のうち、一部について当日中に
結果説明、文書提供を行っていないとみなされる為

注意点

◎同一患者に対して、同一日に2回以上、その都度迅速に検体検査を行った場合も、
1日につき5項目を限度に算定する。

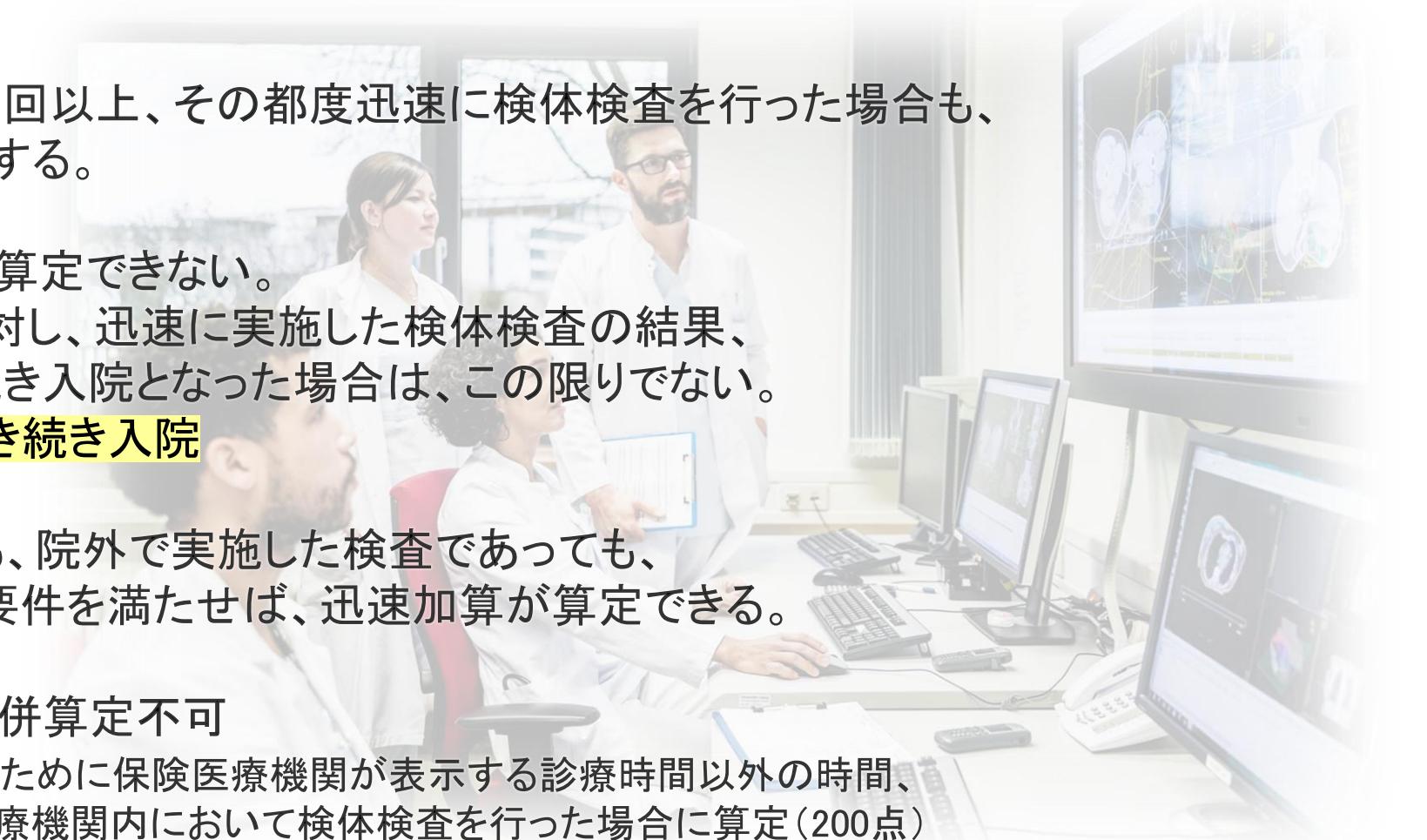
◎現に入院中の患者については算定できない。
ただし、外来を受診した患者に対し、迅速に実施した検体検査の結果、
入院の必要性を認めて、引き続き入院となった場合は、この限りでない。

コメントコード: 820100129 引き続き入院

◎院内で実施した検査であっても、院外で実施した検査であっても、
当日中に結果が判明して算定要件を満たせば、迅速加算が算定できる。

◎時間外緊急院内検査加算との併算定不可

時間外緊急院内検査加算…緊急のために保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、
休日又は深夜において、当該保険医療機関内において検体検査を行った場合に算定(200点)



A002 外来診療料に包括される項目について

外来診療料に包括される検査でも
該当項目について加算の算定が可能

【外来診療料の注6より】

第2章第3部検査及び第9部処置のうち次に掲げるものは、外来診療料に含まれるものとする。ただし、**第2章第3部第1節第1款検体検査実施料の通則第3号**に規定する加算は、外来診療料に係る加算として別に算定することができる。

【レセプトコード】

830100111 検体検査名(外来迅速検体検査加算);*****

※包括項目以外のものと合わせて算定する場合も1日5項目が限度

区分番号	検査項目
D000	尿中一般物質定性半定量検査 ※院内で行った場合
D002	尿沈渣(鏡検法) ※院内で行った場合
D003	糞便検査 8.糞便中ヘモグロビン
D005	血液形態・機能検査 1.赤血球沈降速度測定 ※院内で行った場合 6.末梢血液一般検査 9.ヘモグロビン A1c(HbA1c)

時間外緊急院内検査加算

1日につき200点

入院中の患者以外の患者に対して実施した検体検査であって、緊急のために、
保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、
当該保険医療機関内において検体検査を行った場合に算定。

※医師が緊急に検体検査の必要性を認め、当該保険医療機関において、
当該保険医療機関の従事者が当該保険医療機関内に具備されている
検査機器等を用いて当該検体検査を実施した場合に限る。



注意点

- ◎当該加算の算定に当たっては、当該加算の対象たる検査の開始時間をもって算定する
853100001 検査開始日時(時間外緊急院内検査加算); dd"日"hh"時"mm"分"
- ◎検査の開始時間が診療時間以外の時間、休日又は深夜に該当する場合に当該加算を算定する。なお、時間外等の定義については、「A000」初診料の注7に規定する時間外加算等における定義と同様であること。
- ◎同一患者に対して、同一日に2回以上、時間外、休日又は深夜の診療を行い、その都度緊急の検体検査を行った場合(複数の区分にまたがる場合を含む。)も、1日につき1回のみ算定する。
- ◎現に入院中の患者については算定できない。ただし、時間外、休日又は深夜に外来を受診した患者に対し、検体検査の結果、入院の必要性を認めて、引き続き入院となつた場合は、この限りでない。

820100129 引き続き入院

地域差の解消

◎インフルエンザウイルス抗原定性は…

「当該保険医療機関内に具備されている検査機器等を用いて当該検体検査実施した場合」
に該当しない等の理由、地域差があった

↓

処置・手術の算定がない患者における、D012「22」インフルエンザウイルス抗原定性時の
時間外緊急院内検査加算の算定は、原則として認められる。

【支払基金・国保統一事例(令和6年9月30日付)】

SARS-CoV-2抗原定性、A群β溶連菌迅速試験定性等は？？

◎尿中一般物質定性半定量検査は…

「試験紙は検査機器に該当しない」という解釈

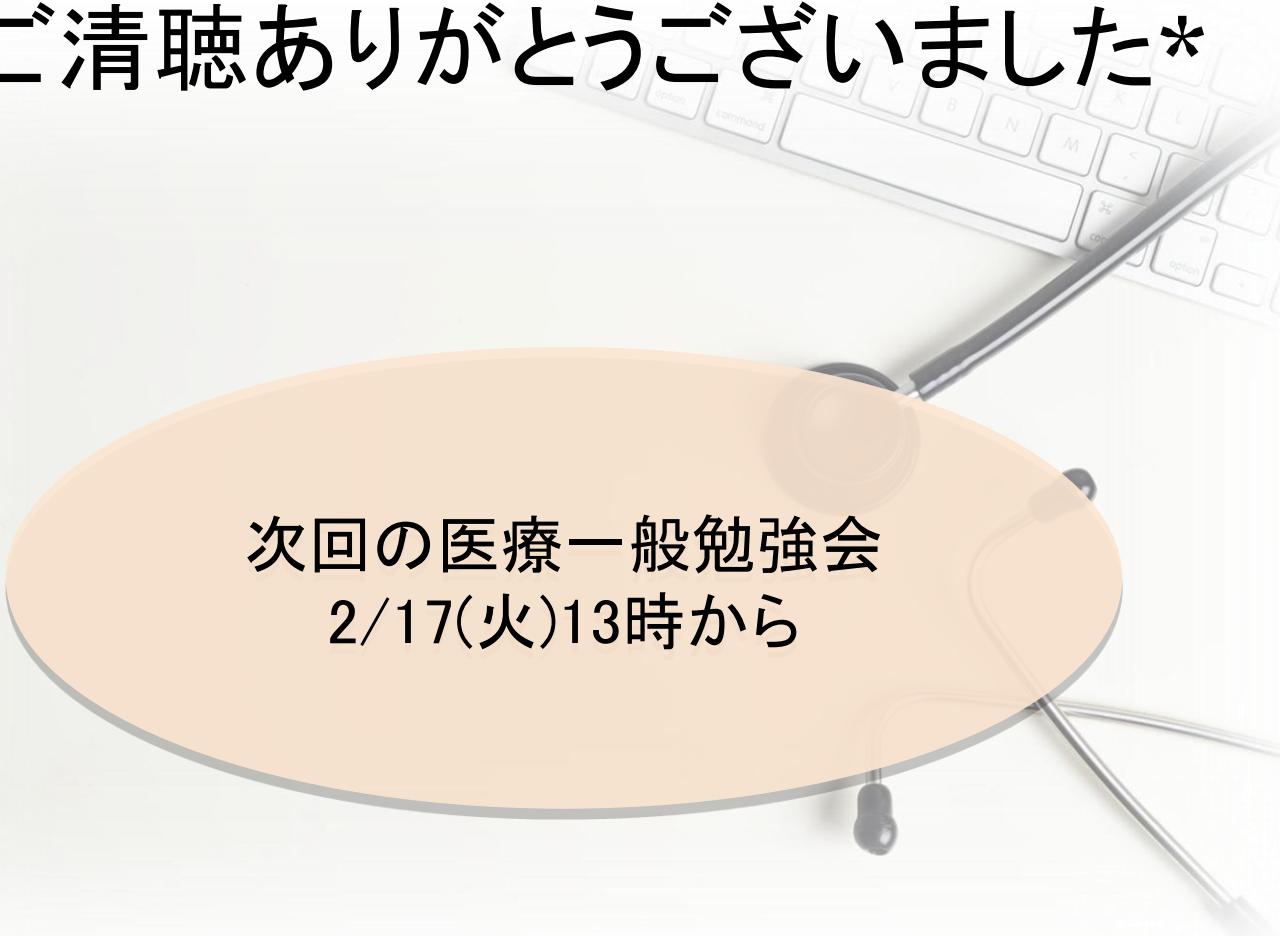
↓

処置・手術の算定がない患者における、次の傷病名等に対するD000尿中一般物質
定性半定量検査時の時間外緊急院内検査加算の算定は、原則として認められる。

- (1) 急性腹症
- (2) 血尿

【支払基金・国保統一事例(令和6年9月30日付)】

ご清聴ありがとうございました



次の医療一般勉強会
2/17(火)13時から